

本工場製造部榊職工は請負制度なる爲作業は他部より二三時間早く終了するにも不拘尙一般規定時間迄何等仕事なく退所出来ざるを以て三月二十五日會社側に作業終了後即時退所又は十時間就業に改正方を要望したる結果考慮の上四月一日より何れかを實施することになり居りたるが期日に至るも實施されざる爲四月二日榊職工二十三名が罷業を決定し對週改善の要求をなしたるに因る。

十一、要 求 事 項

- 一、日給二割値上のこと
- 二、マヤ出（倉庫から物品を出す意）は善悪に不拘一人前五百樟のこと、但し五百樟以上の場合五十樟増す毎に一分増とす
- 三、勤務時間は従前の通り十時間制度とすること

但し作業上の都合上殘業するものとす
四、作業能率増進並に衛生上障害ある機械の設備改造を完備すること

イ、新しく改造し自由に作業出来る様にする

ロ、一號マヤの兩側を改造すること

ハ、風車を備付け換氣を行ふこと

五、破れ袋は詰め替同様とし戻り袋は一袋に付壹錢とす

六、半期賞與與金は日給二週間分以上支給のこと

七、運轉休轉に不拘二十日以上休業の場合は日給の五分（半額）を支給すること

八、會社規定の給料の外毎月二日間自由公休を認めること

九、健康保険給付金立替のこと

書類具備するものは申告に依つて會社側に於て一時立替